

令和7年 大山町初区長会

日 時：令和7年1月12日（日）午前10時～

場 所：保健福祉センターなわ

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 町議会議長あいさつ
4. 社会福祉協議会会長あいさつ
5. 各地区会長及びブロック会長

中山ブロック		名和ブロック		大山ブロック	
上中山		庄 内		高 麗	
下中山		名 和		所 子	
逢 坂		御来屋		大 山	
		光 徳			

6. 大山町区長会長、同副会長互選 互選場所：会議室

会 長		副 会 長		副 会 長	
ブロック		ブロック		ブロック	

7. 区長会長、同副会長あいさつ
8. 各課からの連絡・依頼事項
9. 質 疑 応 答
10. 閉 会

【総務課】0859-54-5201

1. 文書配布

毎月2回、第2木曜日と最終木曜日に各区長さん宛に「区長文書」をお送りします。
次回は、1月30日（木）の予定です。なお、配布は郵便または宅配便でお送りします。
郵送の場合はポスト投函、宅配便の場合は玄関やその周辺に置いて配達完了となります。
なお、配達状況により必ず木曜日にお届けできない場合があるかもしれませんのでご了承くださいますようお願いいたします。

また、区長文書用ボックスなどを使用されている場合は、お手数ですが玄関先など分かりやすい場所に設置いただきますようご協力をお願いいたします。

2. 区長名簿

原則非公開。ただし、公共機関が工事、統計調査等を行う場合に、問い合わせがあれば公益性を考慮したうえで、名簿を公開させていただきますので、ご了承ください。

3. 集落の総会資料印刷

総会資料を印刷される場合は、総務課又は各支所総合窓口室へ原稿とコピー用紙をご持参いただければ、無料（白黒印刷の場合）で必要部数を印刷します。ただし、カラーの場合は、片面あたり20円をご負担いただきます。

※対象は総会資料のみで、その他の文書（集落内回覧文書等）は対象としておりません。

土曜・日曜に関しましては名和・大山地区は各公民館で、中山地区は図書館で対応しております。

用紙を持参されず、役場の用紙を使用される場合は下記の料金をご負担いただきます。

サイズ	内 容		金 額
A4～A3	片面	白黒	4円
		カラー	24円
	両面	白黒	5円
		カラー	45円
A2	片面	白黒	20円
A1	片面	白黒	40円
A0	片面	白黒	80円

※なお、初区長会資料は大山町公式ホームページでも公表します。

4. 集落コミュニティ活動補助金

基本額30,000円+1,200円/戸（10月1日現在の文書配布戸数）

5. 各集落からの要望事項

「要望書（任意様式）」を総務課、各支所総合窓口室まで提出してください。回答は速やかに対応するように努めます。

6. 消防施設整備費補助金

集落で行う消防施設等の整備を推進するための補助事業です。

機器や資材整備に要する費用の1/2を補助します。また、次年度の予算作成に併せて、10月中旬までに集落からの補助要望を取りまとめますので、早めに検討をお願いいたします。

7. 放送施設整備費補助金

集落で行う放送施設等の整備を行うための補助事業です。

対象施設の修繕等に要する費用から2万円を差し引いた額の1/2を補助します。計画される場合はお問合せください。消防施設整備費補助金と併せて、10月中旬までに集落からの次年度の補助要望をとりまとめます。

8. 自主防災組織の設置、活動支援制度

自主防災組織とは「自分たちの住む地域は自分たちで守る」の理念に基づき自主的に防災活動を行う組織です。大きな地震や風水害に備えて「地域ぐるみの協力体制」を整備しましょう。

令和6年12月現在の自主防災組織の設置集落数は、122集落となっています。

まだ設置されていない集落・自治会におかれては設置に向けた検討をお願いします。

①自主防災組織の育成・活動支援のため次のとおり補助制度を設けています。

- ・自主防災組織育成事業補助金

20,000円(均等割) + (300円×世帯数)

- ・要支援者台帳等の作成

3,000円(台帳) + (100円×個別計画件数)

②補助金交付申請書類等については、4月中旬までに集落または自主防災組織代表の方に送付いたします。

なお、交付申請の期限を5月末としますので、事業を実施される場合は申請書を忘れずにご提出ください。【締切厳守】

9. 町と自主防災組織の連携

町では災害が発生した際の状況や安否確認のため自主防災組織や集落・自治会の緊急連絡先を把握するようにしています。

別紙「令和7年 災害時緊急連絡先」に役職・氏名・緊急時連絡先(電話番号)をご記入のうえ、1月31日(金)までに総務課または各支所総合窓口室へご提出ください。

10. コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)

自主防災組織に対する宝くじの収益を財源としたコミュニティ助成事業です。

30万～200万円の範囲で自主防災活動に必要な施設、資機材整備の助成を行います。例年、8月下旬に次年度事業採択の募集案内を集落または自主防災組織代表の方にお送りし、募集締切を9月下旬としておりますので、ご希望があればお早めに申請内容をご検討ください。

なお、申請されたとしても必ず助成されるものではありません。また、複数の自主防災組織から申請された場合には内部選考をさせていただく場合があります。

11. 震災に強いまちづくり促進事業

町では地震などの災害から町民の皆さんの生命・財産を守るために住宅・建築物の耐震化、ブロック塀の撤去や改修費の支援をしています。耐震診断を実施される一戸建て住宅又はブロック塀の所有者に対して、その費用の一部を助成します。

①木造住宅（平成12年5月31日以前に建築された一戸建て住宅）

- ・無料診断の場合　・町が耐震診断士を派遣します。
・自己負担はありません
- ・有料診断の場合　・診断費の2/3、最大89,400円を補助します。

※診断結果により耐震性が不足すると判断された場合は、耐震改修設計・耐震改修工事費の一部を助成する制度もありますので、別途ご相談ください。

②ブロック塀（不特定多数の者が通行する道路に面しており、ひび割れ等により危険と判断され、高さが60cmを超え、安全対策が必要と認められるもの）

- ・撤去の場合　最大15万円を補助します
- ・改修の場合　最大10万円を補助します

令和6年度分については受付を終了しておりますので、これから申請をされる方は令和7年4月以降の対応となります。なお、令和7年度は、耐震診断（有料診断）の補助対象額が増額となる予定です。

12. 感震ブレーカー設置事業補助金

感震ブレーカーとは、地震発生時に設定以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。

発災時の電気火災を防止するため、町内の住宅に新品の感震ブレーカーを設置する方を対象に補助金を交付します。

令和6年度分については、令和7年2月28日（金）までに申請してください。

【1世帯1回限り】補助率：2/3（補助上限は設置する器具によって変わります。）

13. 選挙について

本年は次の選挙が予定されています。選挙執行の際にはいろいろとお世話になりますが、御協力をお願いいたします。

○大山町長及び大山町議会議員一般選挙（任期満了日 令和7年4月23日）

投開票日：令和7年4月13日（日）

○参議院議員選挙（任期満了日 令和7年7月28日）　実施日未定

14. 区長会について

今後の区長会の開催はありません。11月上旬に各課からの連絡事項をまとめた文書を配布予定です。

【税務課】 0859-54-5208

1. 確定申告（住民税申告）相談について

期間 2月12日（水）から3月17日（月）（土日祝日を除く）

場所 名和農業者トレーニングセンター

相談には事前予約が必要となります。

くわしくは広報だいせん1月号折り込みをごらんください。

2. 固定資産（土地、家屋）の異動の届出について

土地・家屋にかかる固定資産税は、1月1日現在の固定資産台帳の記載事項に基づき課税されます。固定資産に次のような異動があった場合は、本庁税務課へ当年中に届出をお願いします。

（1）建物を取り壊された場合。

（2）建物を新築、増築された場合。

（3）建物の用途変更、土地の地目変更をされた場合。

3. 固定資産税の公益減免について

自治会が管理する土地や家屋で、広く地域のために専用するもの（金銭の授受があるものは除く。）は、その公益性を考慮して固定資産税を減免します。

令和6年度に減免の決定を受けている自治会には、3月末に確認通知を送付します。減免の内容や名義人等に変更がある場合は、令和7年度の減免申請書を提出してください。変更がなければ提出は不要です。

また、新規に減免を希望される自治会は、税務課にご相談ください。

【まちづくり課】 0859-54-5202

1. 交通安全運動の推進

年に4回、交通安全運動期間を設けて交通安全の取り組みを実施しています。

また、毎月1日と15日は交通安全日として取り組みを進めています。

集落内での「交通安全旗」「のぼり旗」の掲揚、有線放送等での周知など、交通安全の取り組みにつきましてご協力をお願いします。

なお、交通安全旗は役場まちづくり課にて販売しています。

【交通安全旗 ・大（170×140cm）2,000円 ・小（80×70cm）300円】

2. スマイル大山号

より多くのみなさんにご利用いただけるよう、今年度から運賃と集落内の乗降場所の見直しを行いました。運賃は片道100円で、ご自宅近くでの乗り降りが可能です。目的地は大山町内の病院やスーパー、役場、各集落の集会所・公民館等です。運行時間は、ご自宅近くの出発時間が7時、8時、9時、10時、11時、13時、14時発の7便、目的地発の出発時間が9時30分、10時30分、11時30分、12時30分、15時30分、16時30分、17時30分、18時30分発の8便です。詳しい利用方法についてはお問い合わせください。

3. 宝くじのコミュニティ助成事業

ご利用希望を 9 月頃に区長さんに文書で連絡させていただく予定です。なお、申し込まれた事業につきましては、県を通じて（財）自治総合センターへ申請され、審査により採否が決定されます。令和 6 年度は、備品購入 3 件が採択されています。

＜参考＞

①一般コミュニティ助成事業

- ・助成金 … 100 万円以上の事業で助成の上限は 250 万円まで。
- ・対象事業 … コミュニティ活動に係る備品整備や遊具設置（既設撤去費は対象外）など。

②コミュニティセンター助成事業

- ・助成金 … 対象となる総事業費の 5 分の 3 以内。上限は 2,000 万円まで。
- ・対象事業 … 公民館、集会所の建設・大規模修繕。（既設撤去費は対象外）

4. 自治会集会所整備事業補助金

地域の活性化や集落維持を図ることを目的とし、自治会集会所の整備（新築・増築など）に係る費用の一部を補助しております。9 月頃に区長さんに文書で連絡させていただきますのでご活用ください。

- ・補助金 … 100 万円以上の事業で、補助の上限は 1,000 万円まで（要件で変動）
- ・対象経費…集会所の新築・修繕等のうち建築工事費にあたる経費

5. 地域自主組織の活動

旧小学校区（10 地区）単位に設置された地域自主組織と大山町は、相互補完し、地域実情に応じた課題の解決や地域活性化に取り組んでいます。各集落は、地域自主組織と連携することで、困りごとの解決につながる取り組みを行うことが可能です。

各地域自主組織から、総会・評議会の出席や委員選出のお願いがありますのでご協力をお願いします。

6. 移住定住助成事業

空き家登録制度（空き家バンク）により、空き家を貸したい（売りたい）人と借りたい（買いたい）人とのマッチングが毎年 10 件程度成立しています。この空き家バンクに登録していただける物件を探していますので、制度の周知についてご協力願います。

なお、集落からのご紹介で空き家バンクに賃貸の登録に至った場合は 10 万円、この空き家に空き家バンク制度を通じて移住者が入居した場合は、追加で 5 万円の報奨金を交付する制度もあります。

7. 危険空き家について

各集落内に倒壊の危険性がある空き家があれば情報提供をお願いします。提供いただいた物件については、大山町空家等対策協議会において、今後の対応を協議したいと考えます。

8. 統計委員について

国は例年、様々な統計調査を行っておりますが、今年は「令和7年国勢調査」が実施されます。

国勢調査を実施するためには、世帯へ訪問し、調査の依頼や調査票の配布・回収等を行う「調査員」の存在が必要不可欠です。さらに、この調査は全世帯が対象となるため、大山町でも多くの「調査員」のご協力が必要となります。そこで、「後期の行政からのお知らせ文書」にて新たに「統計委員」の選出をお願いいたしました。「統計委員」の方には「調査員」として調査員事務にご協力いただきますようお願いいたします。集落に町への「登録調査員」がおられる場合は、その方に最初に依頼いたします。また、「調査員」の業務終了後には、報酬をお支払いいたします。

なお、大山町内で「調査員」として国から任命できる人数に限りがあることから、近隣の複数の集落についても兼任をお願いすることがあります。その場合は、該当する各集落の「統計委員」の中から1名の方に町からお願いをいたします。その際、次の統計調査では順番に別の集落の委員さんをお願いをいたします。別紙に令和2年国勢調査での兼任の例を載せていますので、ご参照ください。（※組み合わせ等に変更になる場合があります。）

〈調査員の仕事をお願いする期間（予定）〉

令和7年8月上旬～11月上旬

〈国勢調査における調査員の主な仕事（予定）〉

- （1）調査員説明会への出席
 - ・調査書類・用品の受け取り
- （2）受持ち調査区の確認、「調査区要図」の作成
 - ・調査から交付する調査区地図の写しなどをもとにあらかじめ受持ち調査区の範囲を確認し、「調査区要図」に境界線等を記入する。
- （3）調査書類の配布準備
 - ・自宅で「調査世帯一覧」の作成準備
 - ・「調査書類収納封筒」に調査書類の配布準備
- （4）調査書類の配布
 - ・受持ち調査区を巡回して、調査対象を把握し、調査書類を世帯に配布する。
 - ・回答方法について、オンライン回答のほか、郵送提出、調査員への提出ができることを説明する。
- （5）回答督促のチラシの配布、調査票の回収（2回程度実施）
- （6）調査書類の確認・記入、整理及び提出

(別紙)								
調査区番号	集 落	調査員受持ち調査区数	調査区番号	集 落	調査員受持ち調査区数	調査区番号	集 落	調査員受持ち調査区数
1	御来屋1区	1	31	植松	2	67	一の谷	2
1	御来屋港区		32	北御崎		67	大谷	
2	御来屋東区	1	32	南御崎		67	下槇原	
2	駅前		33	浜ノ上団地	1	70	中槇原、美野留	
4	御来屋2区	1	33	山陸団地(中山Mコーポ)		68	赤松	2
4	のぞみ区		33	中林		69	赤松	
5	御来屋3区	2	34	金屋	1	71	あけまの森	2
5	御来屋4区		34	阿弥陀山		71	明間	
5	御来屋5区		35	下田中2区	1	72	種原	
6	御来屋6区		35	下田中1区		74	大山	1
7	御来屋7区(下)	2	36	田中(内蔵)	2	74	大山	
7	御来屋7区(上)		36	中山口		81	今在家	1
8	御来屋8区		37	赤坂		81	今在家住宅	
8	御来屋9区		43	ナスパルタウン	1	82	前	1
8	御来屋10区		44	潮音寺	1	82	飯戸	
9	御来屋11区	2	44	栄田		73	香取	1
10	御来屋南区		24	長野	2	73	香取弥生	
21	西坪・八景台	1	25	松河原		73	香取下	
13	下木料	1	26	岡	2	73	香取上	
13	上木料		39	上市		77	坊領	2
14	下前谷	1	27	中尾	2	78	坊領	
14	上前谷		28	塩津		79	蔵岡	1
16	倉谷	2	29	曲松	2	79	原	
17	峯小竹		29	因ノ庄		83	畑	
17	小竹		29	春日		83	別所	
18	上坪東	2	30	下甲		76	平	1
19	上坪西		38	下市駅前	1	76	宮内	
20	ひかりが丘	1	38	住吉		80	佐摩	1
23	楽仙	1	40	下市	1	84	国信	2
23	陣構		40	下市		85	国信	
56	坪田1区	1	41	殿河内	2	86	上野	2
56	坪田2区		51	高橋		87	福尾	
58	坪田3区(下)	1	42	さざんか台団地	1	90	ニューヴィータ	2
58	坪田3区(上)		42	西住吉		91	栄、新栄	
58	東谷		42	中池谷		92	大山口	1
57	新坪田	1	45	石井垣	2	93	大山口	2
60	梶原	2	46	樋口		94	大山口	
61	門前		47	八重	2	95	末長	1
62	下大山	2	48	束積		95	唐王	
62	當団		49	報国	2	98	平田	2
66	上大山		49	萩原		99	保田	
63	旧奈和	2	50	退休寺		101	あずみの郷	2
63	栃原		52	林ノ峰	2	100	安原	
64	渡道		52	庄田		102	上万	1
64	神田		52	大中尾		104	妻木	1
113	大雀	2	53	二本松		104	富岡	
113	福田		54	羽田井	2	103	稲光	2
119	塚根		55	羽田井		106	清原	
119	大塚					106	野田	
117	古御堂	1				97	末吉	1
117	文珠領					89	所子	2
117	古原					88	所子	
120	中村	1				105	莊田	2
120	押平					112	長田	
120	茶畑					107	中高西区	1
121	押平2区	2				108	中高二区	2
124	押平1区					109	中高三区	
122	押平3区	2				110	中高一区	1
125	上福					111	平木	1
11	みどり区	1				111	神原	
12	下坪	1				111	上中高	
115	富長西	2						
115	富長中							
116	富長東							
123	東高田	2						
123	西高田							
126	上高田							
126	南高田							
127	新高田	1						

調査区番号が同じであれば、「1」調査区となります。

【住民課】 0859-54-5210

1. ごみ出し困難者に係る戸別収集

高齢者や障がいのある方などで、ごみステーションまで自力でごみを出すことが困難な方を対象とした自宅敷地内での戸別収集を実施しています。詳しくは住民課にお尋ねください。

2. 生ごみ出しま宣言袋

生ごみを自家処理し、生ごみを可燃ごみとして排出しない世帯を対象に、無料で使用できる「生ごみ出しま宣言袋」の申し込みを受け付けています。

希望される方は、住民課に「生ごみ出しま宣言書」を提出していただきます。

3. 生ごみ処理機購入費補助金

「生ごみ出しま宣言書」を提出された方に、生ごみ処理機の購入費の一部を補助しています。補助率は4/5、補助の上限は、電気式生ごみ処理機5万円、生ごみ処理容器6千円です。事前に住民課にお問い合わせください。4月以降も補助金は継続しますが、補助率・補助の上限額を変更する予定です。

4. 飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業を行っています。補助金の交付額の上限は、メス20,000円、オス10,000円です。事前に住民課にお問い合わせください。

5. 日本赤十字社の会費納入と会員募集のお願い

日本赤十字社では、5月の赤十字運動月間にあわせて、会費並びに会員の募集を行います。日赤の活動資金確保にご理解いただき、とりまとめのご協力をお願いします。

6. 死亡届の手続き

平日は、住民課及び各支所総合窓口室で、土日祝日は、本庁のみで対応します。

自治会の役目で使者として手続きに来られるときは、次の点にご留意ください。

①ご家族から死亡診断書を預かって来庁されるときは、用紙左側の死亡届書が記入されていることをご家族に確認のうえお預かりください。

②下記の内容について聞き取りを行っていますので、事前にご家族に確認してください。

【死亡届出の際に確認してきていただくこと】

○火葬の予約日時、場所

○告別式の日時、会場、喪主の氏名・死亡者との続柄・電話番号

○亡くなった方が世帯主の場合 新しい世帯主の氏名

○死亡診断書のコピーの要・不要（1枚20円）

○新聞おくやみ掲載の要・不要

*火葬代は、直接火葬場でのお支払いになります。

③新聞への「おくやみ掲載」を希望される場合は、「申込書」を記入していただきますので以下の事項についても事前にご家族に確認してください。

【新聞おくやみ掲載を希望する際に確認してきていただくこと】

○死亡者の満年齢

○掲載内容の確認用連絡先 氏名・電話番号

新聞社から当日 15 時以降に掲載内容の確認電話あります。電話がつかない場合、新聞掲載されない新聞社もありますのでご了承ください。

○ホームページ掲載の要・不要（日本海新聞のみ）

7. 消費生活相談及び出前講座

毎月第 4 火曜日は消費生活相談員が役場住民課で消費生活相談を行っています。

また、出前講座では「消費者トラブルの被害を防ぐ」、「身近な製品の事故防止」など、ご要望に応じて随時実施しますので、お気軽にお問い合わせください。

【建設課】 0859-53-3186

1. 小規模改修に係る原材料支給事業

集落内の環境道、側溝など（町道・土地改良区管理の農道以外）の小規模な補修又は改修のうち、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜対象事業＞

- ・幅員 2m 以上の道路又は集落内の施設で、町道や土地改良区管理以外の施設であること。

＜支給原材料＞

- ・支給材料は生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、アスファルト等
- ・支給の限度額は予算の範囲内で、年間 50 万円を超えない額とします。
- ・支給材料とは別に、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜申し込み方法＞

- ・区長名で原材料支給等申請書を提出して下さい。
- ・申請期間を原則として 4 月 1 日から 4 月 28 日までの間とします。

※申請が少なければ申請期間以降は随時受け付けします。

2. 大山町防犯灯設置費等補助金制度

区 分		補助金額 (1 灯当り上限額)
新設	LED 防犯灯	15,000 円
修繕	蛍光灯など→LED 防犯灯	10,000 円
	LED 防犯灯→LED 防犯灯	5,000 円

(注) この申請は事前申請が必要な制度になります。

街灯の工事を行う前に申請書類をそろえてご提出ください。

申請書類の入手方法：お近くの役場窓口にて申請様式をお求めください。

申請書類は全部で 4 枚です。

3. 集落への草刈委託

区 分		草刈委託
要件	内容	草刈作業及び後片付け
	場所	町が草刈路線として管理を行っている路線、及び必要と認めた路線
委託料	単価	後片付けをする場合:62円/㎡ 刈投げの場合 :36円/㎡ (※R5年度単価)

(注) 他事業との併用はできません。

4. 鳥取県版河川・道路ボランティア事業の紹介

鳥取県では県管理の土木施設の維持管理をしていただけるボランティア団体を募集しています。活動に興味のある団体の方は、西部総合事務所米子県土整備局維持管理課(0859-31-9712)又は建設課までご連絡ください。

【商工観光課】0859-53-3110

1. 大山町名和マラソンフェスタ 2025 について

日 時: 5 月 18 日 (日) 午前 9 時 20 分スタート

場 所: 名和総合運動公園

◎ コース沿道区長さんには、日程調整後役員のボランティア募集の依頼させていただきます。お手数をおかけしますが役員選出についてお世話をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2. イベントについて

情報提供のため、チラシ等の配布をよろしくお願いいたします。

【農業委員会事務局】0858-58-6115

1. 農地の貸し借りについて

令和 7 年 4 月以降の農地の貸し借りは、鳥取県農業農村担い手育成機構（農地バンク）経由となります。

なお、現行の個人間（相対）の農地の貸し借りについては、令和 7 年 3 月まで経過措置期間として、令和 7 年 2 月 17 日受付分（令和 7 年 3 月定例農業委員会にて審議分）まで活用が可能となっています。

つきましては、別紙チラシ「農業者の皆様へ 農地の貸し借りは、令和 7 年 4 月から、原則として農地バンク経由になります！」を、集落内で回覧していただきますようお願いいたします。

【水道課】 0859-54-5204

1. 公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付について

各集落の公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付をお願いします。料金は下記表のとおりで、集落の世帯数（1月1日現在の区長文書配布数）により算定した年間定額料金となります。

なお、納付書の発送は2月17日（納付期限 2月28日）を予定しています。
料金の納付には口座振替もご利用いただけます。

(年額)

世帯数	水道料金	下水道料金
30戸未満	2,829円	3,143円
30戸以上50戸未満	4,714円	5,238円
50戸以上70戸未満	6,600円	7,333円
70戸以上	9,429円	10,476円

2. 消火栓の管理について

消火栓がきちっと締まらず水漏れをしているなど、消火栓に不具合がありましたら水道課へご連絡ください。

また、消火栓を使つての消火訓練を計画される場合は、事前に水道課までご連絡をお願いします。

3. 下水道の使用について

下水道のマンホールポンプ施設にタオルや水に溶けない紙類などが詰まってポンプが停止し、大惨事になりかねないトラブルが多発しております。

水に溶けないものは流さないなど、使用上のルールを守っていただきますようお願いいたします。

＜＜下水道に流せないもの＞＞

- ・布類（タオル、下着など）
- ・水に溶けない紙類（お掃除シート、マスク、紙おむつ、生理用品など）
- ・食用油、調理くず、残飯など
- ・糸くず、髪の毛

【総合福祉課】0859-54-5231

1. 避難行動要支援者登録制度

緊急避難時に支援が必要な人を、ご本人や代理人からの申出によって事前登録し、地域の中で支援を受けられるようにするため、個別に避難計画を作成する制度です。

対象は、75 歳以上の独居、要介護度 3 以上、身体障害 2 級以上、療育手帳 A 判定、精神障害 1 級のいずれかに該当する方です。申出には、個人情報等の避難支援に必要な情報を関係者（自治会、民生委員、警察、消防、社協）に提供することについて同意が必要です。

災害時の避難でとり残される方がないように、集落の方々への周知にご協力をお願いします。

2. 民生児童委員の担当地区

民生児童委員には、生活の問題や、高齢者・障がい者・児童福祉などの相談に応じ、助言や、情報提供、行政などへの連絡を行っていただいております。現在、委嘱されている委員は次ページのとおりで、任期は令和 7 年 11 月 30 日までです。

【総合福祉課 人権推進室】0859-54-2286

1. 大山町人権・同和問題小地域懇談会

年間 30 集落程度（5 年で全集落一巡）を対象に、様々な人権について学ぶ「小地域懇談会」を実施しています。実施集落は、別紙計画のとおりで、実施方法は「DVD 視聴型学習」もしくは「参加型学習」のどちらかを選んでいただきます。

令和 7 年度実施集落の区長さんにおかれましては、実施に向けた日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

民生委員・児童委員一覧（令和7年1月1日現在）

〔敬称略〕

（中山地区）

氏 名	担 当 地 区
澤 田 宗 博	羽田井・萩原
渡 邊 明 美	東積・八重
赤 川 勲 永	樋口・石井垣
小 倉 博 貴	潮音寺・栄田・春日・因ノ庄・ナスバクタウン
高 塚 賢 治	内蔵・中山口・阿弥陀山・金屋
前 田 美 春	下田中1区・2区・浜ノ上団地・中林
野 口 勇	楠松・南御崎・北御崎・中山Mコーポ
（ 欠 員 ）	下甲・赤坂・曲松
山 下 一 郎	退休寺・報国・さざんか台団地
福 留 邦 彦	高橋・殿河内
山 本 尚 三	上市・下市駅前・中池谷・西住吉
小 原 啓 一	塩津・中尾・住吉
藤 川 善 照	岡・下市
井 上 ア ツ 子	松河原
松 本 通 夫	長野・庄田
園 田 章 三	林之峯・大甲尾・二本松
細 谷 博 高	主任児童委員

（大山地区）

氏 名	担 当 地 区
山 根 謙	上万・平田
入 澤 由 美	安原・保田・富岡・あずみの郷
金 田 哲 明	妻木・稲光
萩 田 佳 奈	長田・荘田
山 根 美 和 子	上野・福尾・大山口団地・大山口新団地
小 谷 ま ど か	大山口・新栄
蔵 本 晴 美	所子・栄
瀬 尾 佛 二	平木・神原・上中高・野田
浅 田 妙 子	中高1区・2区
坂 田 智 恵 美	中高3区・西区
河 本 多 栄 子	清原・唐王・末長・ニューヴィータ
辻 田 賢 次	末吉・国信
兜 山 正 伸	大山
小 林 輝 美	前・飯戸・種原・明間・あけまの森
中 田 眞 理	蔵岡・別所・原・畑
荒 金 恵 美 子	佐摩・今在家・今在家住宅
遠 藤 昇 坊 領	
杉 森 邦 男	平・宮内
伊 澤 友 美	赤松・中横原・美野留・下横原・一の谷・大谷
登 倉 千 恵 子	香取・香取弥生・香取上・香取下
森 田 倫 子	主任児童委員

（名和地区）

氏 名	担 当 地 区
杉 原 雄 嗣	富長東・中・西
吉 本 信 裕	古御堂・文珠領・古原
押 村 克 彦	茶畑・押平・中村
齋 藤 淳	東・西・上・南高田
松 田 渡	押平1区・上福
松 田 博 明	押平2区・3区
朝 妻 昌 彦	塚根・大塚・福田・大雀・千歳
清 郷 雅 秋	坪田1区・2区・3区・新坪田
真 島 智 和 子	梶原・東谷・門前
松 田 清 司	旧奈和・橋原・渡道
影 山 雄 司	下大山・上大山・営団・新高田
神 田 源	御来屋東区・1区・のぞみ区
後 藤 英 紀	御来屋2区・3区・港区
諸 遊 雅 照	御来屋4区・5区・6区
阪 本 京 子	御来屋7区・8区・9区・10区・11区
浅 田 良 一	御来屋南区・みどり区
近 藤 忠 史	上前谷・下前谷
山 口 恭 子	上木料・下木料
谷 野 昭 義	倉谷・小竹・峯小竹
竹 田 和 子	上坪東・上坪西・八景台
木 口 和 志	下坪・かみのなるタウン
森 安 幹 人	西坪・駅前・ひかりが丘
二 宮 く に 子	陣構・美仙・神田
小 谷 篤 子	主任児童委員

小地域懇談会実施計画（令和6年度～令和10年度）						
	大山地区		名和地区		中山地区	
令和6年度実施	平田	上万	富長東	富長中	住吉・中池谷	さざんか台団地
	稲光	妻木	富長西	古御堂	下市駅前	上市
	荘田	長田	文珠領	古原	岡	松河原
	富岡	安原	茶畑	東高田	長野	
	保田	あずみの郷	上高田	新高田		
令和7年度実施	福尾	上野	西高田	押平1区	下市	殿河内
	所子	平木	押平2区	押平3区	高橋	退休寺
	神原	上中高	押平	中村	中尾	塩津
	中高全区	野田	塚根	大塚	庄田	
	清原	唐王	福田	大雀		
			上福			
令和8年度実施	大山口	大山口団地・新団地	坪田1区	坪田2区	大中尾	林之峯
	ニューヴィーター	新栄・栄	坪田3区	東谷	二本松	石井垣
	末長	国信	門前	梶原	樋口	八重
	末吉	大山	旧奈和	下大山	束積	
	種原	飯戸	上大山	菅団		
			渡道	栃原		
令和9年度実施			神田	新坪田		
	今在家	佐摩	御来屋東区	御来屋1区	羽田井	報国
	宮内	平	御来屋2区	御来屋3区	萩原	曲松
	坊領	蔵岡	御来屋4区	御来屋5区	下甲	植松
	前	畑	御来屋6区	御来屋7・8区	南御崎	北御崎
	別所	原	御来屋10区	御来屋11区		
令和10年度実施			御来屋南区	みどり区		
			のぞみ区			
	下楨原	大谷	上前谷	下前谷	下田中1・2区浜の上団地	金屋
	赤松	中楨原・美野留	上木料	下木料	中林	阿弥陀山
	明間	あけまの森	倉谷	峯小竹	中山口	内蔵
	今在家住宅	一の谷	小竹	上坪東	栄田	潮音寺
	香取上・下・香取弥生・香取		上坪西	下坪	ナスパルタウン	赤坂
			西坪	駅前		
			陣構	楽仙		
			ひかりが丘	八景台		

【長寿支援課】 0859-54-5207

1. 輝くシルバー交付金

地域の活性化と高齢者福祉の増進を目的に、集落が実施する敬老に関する取り組みと見守り活動に対して経費を支援します。

＜交付額＞

4月1日現在の75歳以上の方の人数に、2,000円を乗じた額

＜手続き＞

5月頃までに区長さん宛てに交付申請書を送付しますので、長寿支援課に提出してください。後日、決定通知の交付と同時に集落口座へ振り込み手続きをします。

2. 生きがい拠点整備事業

高齢者等が利用しやすい施設を整備することを目的として、集会所の段差解消や洋式トイレへの改修を行う場合、その費用の一部を助成します（補助上限額30万円）。

なお、町内の2/3の集会所ではトイレ改修が終わっていることもあり、令和8年3月末をもって本事業は終了します。

3. 地域介護予防活動支援事業補助金（高齢者の通いの場）

高齢者の日中の居場所を作ることで心身の健康を保ち、地域の支え合い体制を強めることを目的として、町内における自治会や地域自主組織、ボランティア活動団体等が行う高齢者の“通いの場”を提供する取り組みを支援します。

町内在住の65歳以上の方を対象とした介護予防に繋がる活動で、月に1回以上かつ5名以上の参加があり、定期的に行っていただく活動が対象です。

4. 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防等に係る自主活動を行う集落、団体等に対して、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士）の派遣（無料）を行います。

5. 認知症サポーター養成講座

認知症になっても地域で安心して暮らせるまちを目指して、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者を養成します。

【社会福祉協議会】 0859-39-5018（本所・大山支所）
0858-49-3000（中山支所）
0859-54-2200（名和支所）

1. 社会福祉協議会会費の取りまとめについて

地域福祉活動を支えるための貴重な財源として、皆さまの温かいご理解とご協力をお願いいたします。

会費種類：普通会費

金 額：1 世帯 1,000 円

そ の 他：4～5 月ごろに区長さん宛てに依頼文書を発送します。

2. 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の取りまとめについて

地域福祉活動推進のための貴重な財源としてご理解ご協力をお願いいたします。

- ・ 赤い羽根共同募金運動ならびに歳末たすけあい募金運動（10 月～12 月）
- ・ 9 月に区長さん宛てに依頼文書を発送します。

3. 共同募金配分金活用助成事業について

大山町内に活動拠点を置く集落やグループ等が行なう地域福祉活動、または地域福祉活動で使用する物品・備品購入経費を助成します。

申請期間：1 月～2 月（予定）

助成金額：上限 30,000 円（申込上限は 10 団体を想定しています）

4. 地域福祉座談会の開催について

社会福祉協議会事業の理解の促進、地域の福祉課題のニーズキャッチや福祉・介護に関する情報提供を行います。

- ・ 開催 2～3 か月前を目安に、区長さん宛てに依頼文書を発送します。

5. 文書配布について

役場の文書配布と同時期に（第 2、または最終木曜日）配布します。役場とは別で郵送、配布しますのでご了承ください。なお、配達状況により必ず木曜日にお届けできない場合があるかもしれませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。

- ・ 大山町社協広報誌「ほほえみ」の発行（1 月、4 月、7 月、10 月）
- ・ 上記 1～4 の依頼文書ほか

6. 区長名簿の活用について

町の対応としては原則非公開としていますが、上記各種事業における諸連絡の他、災害等における緊急連絡先としても必要となる可能性がありますので、社会福祉協議会も名簿を共有することについて、ご了承ください。